

入会金、会費納入事務取扱細則

公益社団法人 全日本鍼灸マッサージ師会

(目的)

第1条 この細則は、公益社団法人全日本鍼灸マッサージ師会（以下「本会」という。）が、定款第7条並びに入会金及び会費に関する規程（以下「会費等規程」という）に基づく会員の入会金及び会費（以下「会費等」という）の納入に関する事務の具体的な取扱いを定め、その適正かつ円滑な実施を図ることを目的とする。

(都道府県師会への依頼事務の範囲)

第2条 本会は、会費等の納入に関する事務を行うに当たっては、その適正かつ円滑な実施を図るため、定款第3条に定める都道府県鍼灸マッサージ師会及びこれに準ずる団体（以下「都道府県師会」という）に当該事務の一部を依頼するものとする。

2 都道府県師会に依頼する事務は、会員からの会費等の徴収と管理及び本会への納入、納入期限が過ぎても会費が未納となっている者に対する督促及びこれらに付随する事務であって、会費等規程、本細則及び第9条に基づく覚書に定めるところによる。

(会費等の納入事務)

第3条 本会は、次の事務を都道府県師会に依頼して行うものとする。

(1) 本会の会員として入会を希望する者（会員の入会及び退会等事務取扱細則（以下「入退会細則」という）第5条に規定する再入会希望者を含む。以下「入会希望者」という）からの会費等の徴収と管理及び本会への納入を行うこと。

(2) 会員として既に在籍している者（以下「在籍会員」という）からの会費の徴収と管理及び本会への納入を行うこと。

(3) 会費等を納入した会員に対し、本会名の領収書を発行すること。

2 本会は、都道府県師会から会費等の納入があつた場合には、これと納入された会費等の種別ごとの明細を記載した書類、入会申込書、入退会細則第3条第1項第2号に規定する入会・退会（死亡）届その他の関係書類と照合、確認したうえで会計上必要な入金処理を行うとともに、会員の種別、入会及び退会等に関する規程（以下「入退会規程」という）第7条に規定する会員名簿（以下「会員名簿」という）への記載等による適正な管理を行うものとする。

(都道府県師会からの会費等の納入方法等)

第4条 本会は、都道府県師会に対し、会員等から徴収した会費等について次により処理を行うことを依頼するものとする。

- (1) 入会希望者から徴収した会費等は、その都度本会に対する納入処理を行うこと
- (2) 在籍会員から7月末までに徴収した会費をとりまとめて本会に一括納入すること及びそれ以後に徴収した会費をその都度本会に納入すること

(再入会希望者等に係る会費等の取扱い)

第5条 入退会細則第5条第1項に規定する再入会を希望する者については、次条第4項第1号の規定に基づき理事会の承認を得たうえで入会金を免除し、前年度分の会費が未納となっている場合はこれを徴収するものとする。

- 2 入退会細則第5条第2項に規定する再入会を希望する者については、新たな入会希望者として取り扱い、会費等を徴収するものとする。
- 3 会員が他の都道府県師会へ移動を希望する場合のその者に係る会費については、徴収した都道府県師会が本会に納入するものとし、入会金は徴収しないものとする

(会費等の減免)

第6条 本会は、都道府県師会に対し、当該都道府県師会が会費等規程第6条第1号に該当する会員がいると認める場合（第4項に規定する場合を除く）、その者の氏名及び減免理由等を本会に報告することを依頼するものとする。

- 2 本会は、前項の報告があった者及び入退会規程第5条第5号に基づき承認された名誉会員に係る会費等の減免について、理事会に承認を諮るものとする。
- 3 前項に基づく理事会の承認があった場合、本会はこれを都道府県師会に通知し、当該減免に係る事務処理を行うよう依頼するものとする。
- 4 本会は、第2項に規定するほか、次の者については、会費等規程第6条第1号の規定に基づき、理事会の承認を得て入会金を免除することができるものとする。
 - (1) 入退会細則第5条第1項に規定する再入会を希望する者
 - (2) 入退会細則第7条の規定に基づき、準会員から正会員に会員種別の変更を希望する者

(会費等の返還等)

第7条 本会は、入会について理事会の承認が得られなかった者に対し、入退会規程第5条第4項に基づき、本人に対する通知及び納入された金員の返還を行うとともに、都道府県師会に対してもこの旨通知し、必要な事務処理を行うよう依頼するものとする。

(会費未納者に対する督促事務)

第8条 会員等規程第5条に規定する納入期限(12月末)までに会費が未納となっている会員(以下「会費未納者」という)に対する次の事務は、都道府県師会に依頼して行うものとする。

- (1) 会費未納者に対し、1月末を納入期限とする督促状を交付し、督促を行うこと。
 - (2) 前号の督促を行ってもなお未納である者に対し、2月末を納入期限とする督促状を交付し、再度督促を行うこと。
 - (3) 前号の督促を行ったにもかかわらず、なお未納である者については、会員番号、氏名等必要事項を適宜様式により本会に報告すること。次項に基づき本会が直接督促を行ったにもかかわらず、なお未納である者についても同様に本会に報告するものとする。
- 2 本会は、前項第3号に基づき都道府県師会から報告があった場合には、3月末を納入期限とし、納入先を都道府県師会とする督促状を交付して督促を行い、それにもかかわらず会費の納入が行われない者については、会員資格の喪失について理事会に諮るとともに、承認された場合は、入退会細則第4条第3項に基づく処理を行うものとする。

(覚書の取交わり)

第9条 本会は、会費等の納入事務について、その一部を都道府県師会に依頼するに当たり、当該都道府県師会と必要事項を記載した覚書を取り交わしておくものとする。

(事務の依頼が困難な場合における会費等の納入事務)

第10条 第2条から前条までの規定にかかわらず、次の場合は都道府県師会に事務を依頼せず、本会が直接会費等の納入事務を行うものとする。

- (1) 入退会規程第4条第2項の規定に該当する場合
- (2) 会費等規程第7条第2項の規定に該当する場合

2 本会は、前項に該当する会員に係る会費等の納入に関する事務を以下により行うものとする。

- (1) 会費等は、直接本人から現金又は本会が指定する口座への振込み

によって徴収する。

- (2) 入退会細則第5条に規定する再入会を希望する者に対する会費等の取扱いは、第5条第1項及び第2項及び第6条第4項の規定を適用する。
- (3) 会費等規程第6条第1号に規定する傷病による長期療養者等及び入退会規程第5条第5号に基づき承認された名誉会員に係る会費等の減免について理事会に諮り、承認された場合、本人にその旨通知するとともに減免措置を講ずる。
- (4) 会費等の納入があった場合、入会申込書等関係書類と照合、確認し、領収書を発行するとともに、会計上必要な入金処理、会員名簿への記載等による適正な管理を行う。
- (5) 会費未納者に対しては、会費が納入されるまで、1月末、2月末、3月末をそれぞれ納入期限とする督促状を交付して督促を行い、なお納入が行われない会員については、会員資格の喪失について理事会に諮り、承認された場合、会員資格喪失者として入退会細則第13条第2項第4号に基づく処理を行う。
- (6) 入会について理事会の承認が得られなかった者に対し、入退会規程第5条第4項に基づき、本人に対する通知及び納入された金員の返還を行う。

(細則の改廃)

第11条 この細則を改廃しようとするときは、理事会の承認を得なければならない。

附 則

1. この細則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
2. この細則は、平成23年4月1日より施行する。